

# 第6章 悪臭の現況と対策

## 第1節 悪臭の要因

悪臭は、一般に悪臭を有する多種類の物質によって構成されていることが多い。工場・事業場から発生する特有な臭いは、人の嗅覚に直接作用し、時には不快な臭いとなって、周辺住民の生活環境を損なうものとなっている。

本市では、住居地域が郊外部へ拡大していることや住工混在地域が多いこと、さらに身近な環境に対する市民の関心が高まっていることなどから、多種多様な悪臭公害が顕在化してきている。

特定悪臭物質と主要発生事業場は表6-1のとおりである。

表6-1 特定悪臭物質の主な発生源と規制基準（敷地境界・排水中）

分類	特定悪臭物質	規制基準			備考	
		敷地境界 規制基準 (ppm)	排水中		主な発生源	他の規制 2号
			事業場から敷地外に 排出される排水量	規制基準 (mg/L)		
硫黄化合物	メチルメルカプタン	0.002	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.03	パルプ製造工場、化製場、 し尿処理場等	-
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.007		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.002		
	硫化水素	0.02	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.1	畜産事業場、 パルプ製造工場、 し尿処理場等	有
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.02		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.005		
	硫化メチル	0.01	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.3	パルプ製造工場、化製場、 し尿処理場等	-
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.07		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.01		
	二硫化メチル	0.009	0.001m <sup>3</sup> /秒以下	0.6	パルプ製造工場、化製場、 し尿処理場等	-
			0.001m <sup>3</sup> /秒を超え0.1m <sup>3</sup> /秒以下	0.1		
			0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.03		
窒素化合物	トリメチルアミン	0.005		畜産事業場、化製場、 水産缶詰製造工場等	有	
	アンモニア	1.0		畜産事業場、化製場、 し尿処理場等	有	
低級脂肪酸	ノルマル酪酸	0.001		畜産事業場、化製場、 でんぷん工場等	-	
	イソ吉草酸	0.001			-	
	ノルマル吉草酸	0.0009			-	
	プロピオン酸	0.03		脂肪酸製造工場、 染色工場等	-	
アルデヒド	アセトアルデヒド	0.05		化学工場、魚腸骨処理場、 タバコ製造工場等	-	
	プロピオンアルデヒド	0.05		焼付け塗装工程を 有する事業場等	有	
	ノルマルブチルアルデヒド	0.009			有	
	イソブチルアルデヒド	0.02			有	
	ノルマルバレリルアルデヒド	0.009			有	
	イソバレリルアルデヒド	0.003			有	

アルコール	イソブタノール	0.9			塗装工程を有する事業場等	有
エステル	酢酸エチル	3.0			塗装工程又は印刷工程を有する事業場等	有
ケトン	メチルイソブチルケトン	1.0				有
炭化水素	トルエン	10.0				有
	キシレン	1.0			有	
	スチレン	0.4			化学工場、FRP製品製造工場等	-

煙突その他の気体排出施設の排出口における規制

## 第2節 悪臭の現況

平成4年度から平成13年度までの過去10年間の悪臭に係る苦情件数は、表6-2のとおりである。

平成13年度の苦情件数128件は、平成12年度と比べて19件増加した。

家庭におけるごみ焼きや飲食店からの臭気等、いわゆる都市・生活型に分類される苦情は、平成13年度は、悪臭苦情全体の35%を占める45件であった。

表6-2 悪臭に係る苦情件数の推移

項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
悪臭に係る苦情件数	79	62	61	66	65	118	140	134	109	128
行政指導件数	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0

## 第3節 悪臭防止対策

昭和46年6月の悪臭防止法制定、翌年5月の法施行により、悪臭に係る規制が開始された。本市では、これを受け昭和47年度に規制地域及び規制基準設定のための調査を開始し、昭和48年8月、市内全域を規制地域に指定するとともに、アンモニア等5物質について、法で定められた規制基準の範囲のうち、最も厳しい数値を規制基準として設定した。

また、昭和51年9月及び平成元年9月に悪臭防止法施行令が改正され、二硫化メチル等7物質が、さらに平成5年6月にトルエン、キシレン等10物質が新たに特定悪臭物質に追加指定されたが、これら特定悪臭物質についても、改正施行令施行後、基準設定調査を行い、アンモニア等5物質と同様、最も厳しい規制基準を設定した。

さらに、平成6年4月に悪臭防止法施行規則が改正され、排出水中に含まれるメチルメルカプタン、硫化水素等硫黄系4物質に係る規制基準の設定方法が定められたところであるが、これらの特定悪臭物質についても、平成8年4月に規制基準を設定した。

規制対象の特定悪臭物質及び規制基準は表6-1のとおりである。

本市では、悪臭発生工場・事業場における悪臭規制基準の適合状況を確認するため、立入検査や悪臭測定を実施する等、発生源に対する監視・指導を行っており、平成13年度の悪臭測定の実施状況は、表6-3のとおりである。

表 6-3 平成 13 年度 悪臭測定実施状況

発 生 源 業 種	測定工場・事業場数
飼料・肥料製造工場	1
化 学 工 場	2
非 金 属 製 造 工 場	1
廃棄物処理事業場	2
計	6